

自由同和

大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No.380

2018年(平成30年)10月25日発行

発行所:自由同和会大阪本部事務局
東京港区南麻布1丁目22号 三徳ビル3F
電話(03)224-1111
発行人:坂本孝義
定価一部500円 年間6000円(送料込み)
振込:三菱UFJ銀行南支店(普通)0016138

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

大阪市長会見「LGBTに係る新たな取り組みについて」

平成30年10月18日(木)午後2時より大阪市政記者室に於いて、吉村洋文大阪市長より「LGBTに係る新たな取り組みについて」と題して会見が行われました。

- ◆LGBTなどの性的少数者にかかる取組について、平成30年7月9日(月曜日)から「パートナーシップ宣言証明制度」を開始し、10月17日現在で52組のパートナーの方々に対して「宣言書受領証」を交付したところであるが、さらに性の多様性の理解促進と課題等の解消にむけ、事業者等の方がどのような取組を行うことができるかを示したガイドブックを作成した。
 - 自治体で作成した事業者等の方だけを対象としたガイドブックとしては、全国初である。
 - ◆ガイドブックでは、性の多様性についての説明や当事者が直面している課題や取組の方向性とあわせて、サービスを提供する立場と雇用主としての立場からの具体的な取組事例や自己点検のための取組チェックシートを掲載している。
 - ◆取組チェックシートには、お客様へのサービスや商品等を提供する側として、「家族向けのサービスを同性パートナー等にも提供していること」、「ユニセックスなど性別にとらわれない商品を開発していること」などに取組んでいるかの確認ができるようになっている。また、社内における雇用主としての取組として「社内規定に性的指向、性自認等の差別禁止を明記していること」、「社員に対する啓発や研修を実施していること」などに取組んでいるかの確認が出来るようになっている。
 - ◆この取組チェックシートを職場や業務内容の実情に合わせて、今後の行動指針や行動計画に反映することや研修資料などに活用するなど、できることから始めていただきたいと考えている。
 - ◆本ガイドブックの事業者等の啓発については、企業向けの人権啓発講座などを活用するとともに、経済団体を通じて周知・啓発を進めていきたい。
- 大阪市パートナーシップ宣言書受領証を受けられた方々を市営住宅の入居資格等の対象とすることについて説明する。
- ◆現在、市営住宅の入居資格のうち同居者は親族であることが必要であり、住民票の写し等の公的証明によりその旨を確認している。また、内縁関係は公的に親族に準ずるものとして入居資格を認めている。
 - なお、入居資格等の同居者要件をはじめ一説の要件は、その要件を具備しない場合でも、考慮すべき特別の事由があると市長が認める場合には特例措置が可能である。
 - ◆平成30年7月に大阪市パートナーシップ宣言の証明に関する要綱が制定され、本市の施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重しパートナーシップ関係にある当事者に十分に配慮するとしていることから、この間市営住宅への入居について可能となるよう検討を進めてきた。
 - ◆今般、大阪市パートナーシップ宣言証明制度による証明を受けた方々については、住宅条例等に規定の「考慮すべき特別の事由があると市長が認める場合」に該当するものとして、市営住宅にかかる入居資格・同居承認資格の対象として取扱うこととする。
 - ◆実施時期など
 - ・実施時期 平成30年11月1日より実施
 - ・募集区分は「一般賃貸向け」とする
 - ・同居者要件以外の入居資格は從前どおり
 - ◆LGBT支援の取組を進めていくため、「ガイドブック」の周知・啓発と並行して、「取組チェックシート」も活用しながら、積極的に取組みを展開している事業者等を認証する制度を構築し、来年3月までに表彰を行うことも予定している。
 - ◆こうした取組により性的少数者に関する社会的理識が進み、社会全体で取組みが広がっていくことを期待している。

【参考】

○男女雇用機会均等法 第11条関係

事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針【一部抜粋】

2 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容

職場におけるセクシュアルハラスメントには、職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの(以下「対価型セクシュアルハラスメント」という。)と当該的な言動により労働者の就業環境が害されるもの(以下「環境型セクシュアルハラスメント」という。)がある。なお、職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。また、被害を受けた者(以下「被害者」という。)の性的指向又は、性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。

○厚生労働省のパンフレット「職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策やセクシュアルハラスメント対策は事業主の義務です」(平成29年7月)【一部抜粋】

また、職場におけるセクシュアルハラスメントは、相手の性的指向又は性自認にかかわらず、該当することがあります。「ホモ」「オカマ」「レズ」などを含む言動は、セクシュアルハラスメントの背景にもなり得ます。また、性的性質を有する言動はセクシュアルハラスメントに該当します。

○厚生労働省の事業主啓発パンフレット「公正な採用選考をめざして」(平成30年度版)【一部抜粋】

・同和関係者、障害者、難病のある方、LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない

◆特定の人を排除してしまうというの、そこに予断と偏見が大きく作用しているからであり、憲法に規定される「職業選択の自由」や「法の下の平等」の精神に反することになります。

「多様な性のあり方を理解し認め合うためのガイドブック」より掲載

事業者等向け「多様な性のあり方を理解し認め合うためのガイドブック」は、大阪市のホームページ「大阪市 LGBT 支援サイト」に掲載されています。

大阪市LGBT支援サイト

検索

中央本部理事会開催される



中央本部理事会の模様

自由同和会中央本部理事会が10月15日(月)午後1時より、大阪ガーデンパレスに於いて開催されました。

平成30年度幹部研修会並びに定期中央要請行動の要望議案事項を全会一致で承認されました。

自由同和会平成30年度幹部研修会

● 開催趣旨

平成12年までの小学校・中学校・高等学校等の歴史の教科書では、江戸時代の身分制度として士・農・工・商、さらにその下にえた・ひにん(小学校では低い身分、または差別された人々)をおいた。としていたが、現在では武士と百姓・町人、えた・ひにんとなっている。(一部の教科書では四民平等の文言がなくなっているものもある)

昭和47年から教科書に同和問題が記述されるようになり、平成11年までの27年間と身分制度の記述が変更された平成12年から今日までの18年間に、同和学習の内容に違いがあるのかを確認し、今後同和問題をどのように学習していくのが理解につながるのかを探求する研修会と同和問題をはじめとする人権施策の充実を求めて関係要路に要請行動を行うものである。

● 開催日時・場所

幹部研修会

平成30年11月22日(木)午後2時~4時

場所/自由民主党本部9F 901会議室

● シンポジウム

テーマ 「学校での同和教育はどうあるべきか」

一小・中・高それぞれの役割について――

パネリスト

関西大学社会学部教授 石元清英

京都産業大学文化学部教授 瀧本昌久

コーディネーター

自由同和会中央本部事務局長 平河秀樹

平成30年8月28日(火) 吉村洋文大阪市長が「インターネットを利用して行われるヘイトスピーチへの対応について」法務省及び総務省を訪問され、要望書を提出しました。

●●●● インターネットを利用して行われるヘイトスピーチへの対応について(要望) ●●●●

大阪市では、社会問題となっているヘイトスピーチについて、平成28年に「大阪市ヘイトスピーチへの対応に関する条例」(平成28年大阪市条例第1号。以下「ヘイトスピーチ条例」という。)を制定して市民の人権擁護とヘイトスピーチの抑止に取り組んでおり、これまでに、市民から申出等のあった35件の表現活動について審査し、うち4件についてヘイトスピーチに該当すると認定してその旨を公表するとともに拡散防止措置を講じてきたところです。

一方で、近年のインターネットの急速な普及等に伴い表現活動も多様化し、インターネット上の投稿サイトへの書き込みや動画の投稿などインターネットを利用した表現活動が数多く行われるようになってきていますが、こうした表現活動は誰もが容易に行うことができ、また、アカウント名で行なうことができるという匿名性があることもあって、ヘイトスピーチなど一定の属性を有する個人の尊厳を害し差別的意識を助長し又は誘発するもの、中には特定の個人や団体の権利を侵害するようなものが安易に行われるおそれがあります。大阪市においてもこうした投稿サイトを利用した表現活動がヘイトスピーチに該当するとしてヘイトスピーチ条例による対処を求めるケースが大半を占めており、ヘイトスピーチに該当すると認定した4件の表現活動はいずれもインターネットを利用したものとなっています。

こうしたインターネットを利用した違法な表現活動については、「特定電気通信事業者との損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。)第4条において、自己の権利を侵害されたとするもの(以下「被害者」という。)からの投稿サイトの運営者その他の電気通信事業者や電気通信事業者(以下「プロバイダ等」という。)に対する発信者情報の開示請求やプロバイダ等の責任の免除等の制度が設けられていますが、被害者からの開示請求に対するプロバイダ等の主体的判断を促進する仕組みが不十分である。開示請求を裁判上行う場合に管轄裁判所がプロバイダ等の所在地の管轄裁判所であることが被害者側の負担となっている、プロバイダ等において発信者情報が比較的短期間で廃棄されてしまう、といった課題が指摘されているところです。

こうした状況を受けて、大阪市ではインターネット上の投稿サイトを利用したヘイトスピーチ(以下「サイト投稿によるヘイトスピーチ」という。)に対する取組として、被害者の権利回復のための活動を支援する観点からプロバイダ責任制限法第4条第1項に基づく投稿者情報の開示を促進する方策について、国際人権法、憲法及び行政法の研究者並びに弁護士で構成される大阪市ヘイトスピーチ審査会において検討してきたところですが、地方公共団体による取組には限界があり国レベルの対応が必要という結論に達したところです。

また、大阪市がヘイトスピーチ条例に基づく取組を着実に進めしていくためには、インターネット上の投稿サイトを利用して行われる表現活動のヘイトスピーチ該当性を判断する際に必要となる投稿者からの意見聴取のためのプロバイダ等から大阪市への投稿者情報の提供及び大阪市がヘイトスピーチと認定し拡散防止措置としてプロバイダ等に要請した投稿されたコンテンツの削除がプロバイダ等において着実に行われるための国の取組による支援が必要と考えているところです。

ヘイトスピーチに関しては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)第4条第2項で「地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に向け、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」とされ、同条第1項では「国は、(中略)地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する」とされています。

また、ヘイトスピーチ解消法については、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会の双方において、国及び地方公共団体は、法律の施行に当たり「インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策」の実施について特段の配慮をすることという附帯決議が行われているところです。

要望説明要旨(案)

- ヘイトスピーチは大きな社会問題であり、国においても、平成28年6月にいわゆるヘイトスピーチ解消法を制定されて取組を進めている。
- 大阪市でも、自治体としてヘイトスピーチの抑止を図ることとし、国や全国の自治体に先駆けていち早く、平成28年1月にヘイトスピーチへの対応に関する条例を制定し取組を進めている。
- その中で、直面している課題がインターネット上のヘイトスピーチ対策
- インターネットを活用した表現活動は誰もが匿名で容易に行なうことができるところから、インターネット上のヘイトスピーチも増加
- 大阪市では、自治体レベルで、インターネット上のヘイトスピーチの被害者の権利回復の支援や実効性のある対策を学識者からなる審査会で検討してきたが、現行の法制度の下では様々な課題があり、法制度面での国対応が必要という結論に至ったところ。
- ヘイトスピーチ解消法第4条では、国は自治体の取組を推進するために必要な措置を講じる責務があると定められている。また、法案可決の際の衆参両院の付帯決議では、共に、国と自治体に対してインターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組を実施するよう「特段の配慮」をすべきとされている。
- 国においては、この間ヘイトスピーチ対策を進めてきた大阪市が直面している課題や問題点をご理解いただき、法や国会の決議を踏まえ、次の各項目について、是非ともお力添えをいただかようお願いする。

については、国におかれましては、ヘイトスピーチ解消法第4条第1項の規定及び国会の附帯決議を踏まえ、サイト投稿によるヘイトスピーチに関して大阪市が実施する施策を推進するための措置として、次の各点について適切に対応していただきますよう要望いたします。

記

1 サイト投稿によるヘイトスピーチの被害者の権利回復のための活動の支援について

- (1) 地方公共団体が行うサイト投稿によるヘイトスピーチの被害者支援を目的とする投稿者情報の取得策の実効性の確保
 - ア プロバイダ等から地方公共団体への投稿者情報の提供促進のための電気通信事業法の特例の創設

サイト投稿によるヘイトスピーチについて、地方公共団体において、プロバイダ責任制限法第4条第1項各号に掲げる要件を具備する認める被害者の権利回復のための行動を支援する目的で、同項各号に掲げる要件を被害者が具備していることを認定するための法律又は法律による委任を受けた条例所定の適正な手続を履歴した上で、プロバイダ等に対して投稿者情報の提供を求める場合に、プロバイダ等に対する投稿者情報の提供の義務付け又は情報提供をしたことについてのプロバイダ等の投稿者に対する責任の免除など、プロバイダ等から地方公共団体への投稿者情報の提供が着実に行われるようするため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第4条の規定の特例を設けること

- イ プロバイダ等による投稿者情報の廃棄の防止

サイト投稿によるヘイトスピーチについて、地方公共団体においてヘイトスピーチの認定及びプロバイダ責任制限法第4条第1項各号に掲げる要件を被害者が具備していることの認定が行われるまでの間に、プロバイダ等により投稿者情報が廃棄されることがないよう、地方公共団体から要請があった場合にプロバイダ等に投稿者情報の保存を義務付けること

- (2) プロバイダ責任制限法第4条の規定による投稿者情報の開示請求に係る裁判の申立てにおける被害者の負担軽減等

サイト投稿によるヘイトスピーチの被害者が、プロバイダ責任制限法第4条の規定による投稿者情報の開示請求に係る裁判の申立てを行なう場合には、被害者の負担を軽減するため、被害者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所に追加するとともに、プロバイダ等により投稿者情報が廃棄されることを防止するため、被害者から裁判の申立てがあった場合にプロバイダ等に当該情報に係る通信記録の保存を義務付けること

2 その他地方公共団体が行う施策の支援について

- (1) ヘイトスピーチの認定に当たってのプロバイダ等からの投稿者情報の提供の促進

地方公共団体がヘイトスピーチの解消に向けた取組を実施する場合、インターネット上の投稿サイトを利用して行われる表現活動のヘイトスピーチ該当性を判断する際に投稿者からの意見聴取を行うためには、プロバイダ等からの投稿者情報の提供が必要となることに鑑み、かかる場合に情報提供をしたことについてのプロバイダ等の投稿者に対する責任を免除するなど、プロバイダ等から地方公共団体への投稿者情報の提供が促進されるようにするための措置を講じること

- (2) ヘイトスピーチと認定された投稿コンテンツのプロバイダ等による削除の促進

地方公共団体のヘイトスピーチの解消に向けた取組として、条例所定の適正な手続を履歴した上で、ヘイトスピーチと認定された投稿コンテンツの拡散防止のために同コンテンツの削除をプロバイダ等に要請した場合には、削除したことについてのプロバイダ等の投稿者に対する責任を免除するなど、プロバイダ等による削除が促進されるようにするための措置を講じること

[プロバイダ責任制限法所定の要件を備えている被害者の権利回復の支援]

● 被害者への投稿者情報の提供

被害者が権利回復を図る前段階でプロバイダから投稿者情報を取得するため訴訟の提起など多大な負担を強いられることから、公的な立場の自治体を媒介者として被害者が情報を取得できる仕組みが必要

● 要望

- ①プロバイダから自治体への投稿者情報の提供の促進(要望書1-(1)-ア)

(ヘイトスピーチ認定されたものについて)

*自治体への投稿者情報の提供を義務付け(自治体による公表は禁止)／情報 提供したことについてプロバイダの投稿者に対する無料

- ②自治体から提供を求められた場合にプロバイダへの投稿者情報の保存を義務付け

(要望書1-(1)-イ)

● 授権者情報の開示請求訴訟等における被害者の負担軽減等

被害者が、裁判により授権者情報を取得しようとする場合の裁判管轄がプロバイダの所在地となることにより、多大な負担が生じている

- ③裁判管轄に被害者住所地を追加(要望書1-(2))

④訴訟提起等があった場合に投稿者情報の保存を義務付け(要望書1-(2))

[自治体が行う施策への支援]

● 課題

自治体によるヘイトスピーチの認定にあたって投稿者からの意見聴取のための投稿者情報の提供や、ヘイトスピーチと認定された投稿コンテンツの削除要請に対して、プロバイダが応じない可能性がある。

- ⑤プロバイダから自治体への投稿者情報の提供の促進(要望書2-(1))

(ヘイトスピーチ認定に際して)

*自治体への投稿者情報の提供を義務付け(自治体による公表は当該自治体の公表制度の内容による)／情報 提供したことについてプロバイダの投稿者に対する無料

- ⑥自治体による投稿コンテンツの拡散防止策の実効性確保(要望書2-(2))

*コンテンツを削除したことについてのプロバイダの投稿者に対する無料